

# 首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに首都高速道路株式会社に対する改善措置要求等について（概要）

## 独占禁止法違反事業者※

スバル興業、京葉ロードメンテナンス、首都ハイウェイサービス及び日本ハイウェイ・サービス並びに名宛人以外の1社  
※名宛人以外の1社は、違反事業者であるものの、除斥期間（7年）経過のため排除措置命令等の対象とならない（独占禁止法第7条第2項ただし書き等）。

### 発注者：首都高速道路



#### 【対象役務】

高速道路の路面、排水柵、排水管、トンネル、附属設備等の清掃及び積雪凍結対策作業  
（＝特定道路清掃業務）

#### 【発注方法】

- ・高速道路を4つの工区に分け、各工区について2年ごとに入札を実施
- ・入札価格の内訳（＝特定道路清掃業務を構成する役務ごとの単価及び数量）を記載した書面（＝工事費内訳書）の提出を義務付け

### 発注者職員による入札談合等関与行為

非公表の予定価格に関する情報



教示

非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報



教示

首都高速道路OB  
（違反事業者の従業員）

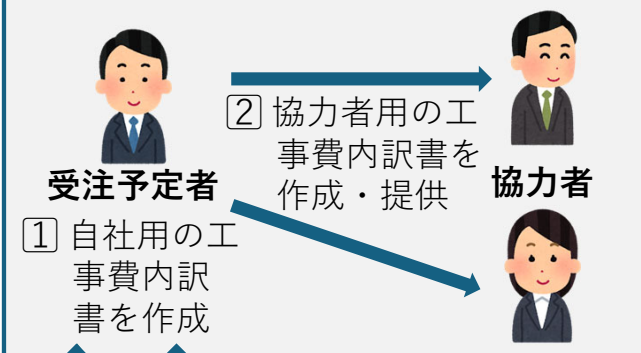
助言

### 独占禁止法違反行為

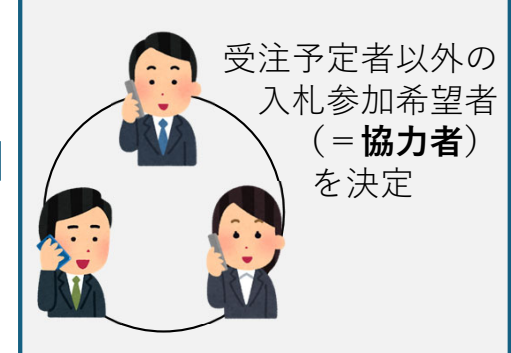
#### 特定道路清掃業務について

- ・工区ごとに既存の受注事業者を受注予定者とする
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意

#### ②協力者用の工事費内訳書の授受



#### ①協力者の選定



入札の参加希望の  
申込みを行った上で…

#### ③事前の調整に基づく入札



特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限